

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（仮称）の骨子案

1 全体の構成

| 項目 | 内容案 |
|---|--|
| 前文 | 防災対策基本条例に基づき防災対策を推進， 命を守る適切な行動への取組，県民総ぐるみ運動の決意 |
| 第1章 総則 | |
| 目的 | 条例を制定する目的 |
| 定義 | 「災害」などの用語の定義 |
| 基本方針 | <p>県民総ぐるみ運動に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民及び自主防災組織等の行動目標「命を守る行動（知る，察知する，判断して適切に行動する）」「普段から備える行動（学ぶ，備える）」を規定 ・ 県民，自主防災組織等，事業者，県及び市町は，県民及び自主防災組織等が行動目標として規定する行動をとれるよう，災害対策基本法，広島県防災対策基本条例及び本条例の定めに基づき，取り組むとともに，各主体が相互に連携し，一体となって県民総ぐるみ運動を展開 |
| 県民の役割 | <p>県民総ぐるみ運動における各主体の役割等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各主体の主体的な取組 ・ 各主体が連携・協働した取組の推進 |
| 自主防災組織等の役割 | |
| 事業者の役割 | |
| 市町の役割 | |
| 県の責務 | |
| 第2章 行動計画及び推進体制 | |
| 行動計画 | 県民総ぐるみ運動を推進するための計画の策定 |
| 推進体制 | 県民総ぐるみ運動を推進するための体制の整備 |
| 第3章 災害から命を守る行動・ 普段から備える行動 | |
| 災害から命を守る行動（災害の危険性を知る，災害発生をいち早く察知する，判断して適切に行動する） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民及び自主防災組織等が災害から命を守る行動を定義 ・ 県，市町及び事業者は，連携し，県民及び自主防災組織等が災害から命を守る行動を推進 |
| 普段から備える行動（災害を学ぶ，災害に備える） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民及び自主防災組織等が普段から備える行動を定義 ・ 県，市町及び事業者は，連携し，県民及び自主防災組織等が普段から備える行動を推進 |
| 附則 | 施行期日 |

2 骨子案の内容

(1) 前文

| 項目 | 内容 |
|----|--|
| 前文 | <p>[県のこれまでの防災対策への取組]</p> <p>○ 防災対策基本条例を制定し、自助、共助、公助それぞれの役割分担と相互の連携のもと、社会全体で減災に取り組む防災協働社会の構築を目指し、計画的な防災施設の整備や防災意識の醸成などによる防災対策を推進してきた。</p> <p>[命を守る適切な行動への取組]</p> <p>○ より一層の被害軽減を図るためには、県が、これまで推進してきた防災・減災対策をこれまで以上に強力に推進していくことに加え、県民及び自主防災組織等が、命を守るために適切な行動をとることができるよう、自助、共助、公助が相互に連携し、一体となって取り組む必要がある。</p> <p>[県民総ぐるみ運動を展開する決意]</p> <p>○ 「災害死をゼロにする」という新たな目標を掲げ、県民及び自主防災組織等が命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって県民総ぐるみ運動に取り組むことにより、災害に強い広島県の実現を目指す。</p> |

(2) 総則

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 目的 | <p>○ 災害時の被害をできる限り軽減する「減災」を実現するため、県民及び自主防災組織等が命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民総ぐるみ運動を展開することにより、災害に強い広島県を実現することを目的とする。</p> |
| 定義 | <p>○ 「災害」などの用語を定義する。</p> <p>※ 防災対策基本条例の定めを基本とし、当該条例で新規に使用する用語については、新たに定義する。</p> |
| 基本方針 | <p>○ 県民総ぐるみ運動は、次に掲げる基本的な方針に基づき推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民及び自主防災組織等の行動目標「命を守る行動（知る、察知する、判断して適切に行動する）」「普段から備える行動（学ぶ、備える）」を規定 ・ 県民、自主防災組織等、事業者、県及び市町は、県民及び自主防災組織等が行動目標として規定する行動をとれるよう、災害対策基本法、広島県防災対策基本条例及び本条例の定めに基づき、取り組むとともに、各主体が相互に連携し、一体となって県民総ぐるみ運動を展開 |

| | |
|------------|--|
| 県民の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針にのっとり、県民の行動目標を実行 ○ 県民総ぐるみ運動の取組への積極的な参画 |
| 自主防災組織等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針にのっとり、自主防災組織の行動目標を実行 ○ 県民総ぐるみ運動の取組への積極的な参画 |
| 事業者の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が行動目標を実行できるよう取組を推進 |
| 市町の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が行動目標を実行できるよう取組を推進 |
| 県の責務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が行動目標を実行できるよう取組を推進 ○ 行動計画に基づき、総合的に施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民，自主防災組織等，市町，事業者の連携・協働を推進し，各主体の積極的な取組を推進 |

(3) 行動計画及び推進体制

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 行動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、県民総ぐるみ運動の推進に関する総合的な計画※を策定する。 ※ 基本方針に基づく取組の目標，内容，期間等を定める。 |
| 推進体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、県民総ぐるみ運動を推進するため、県民，自主防災組織等，市町，事業者が参画した推進体制を整備する。 ○ 県は、毎年度，施策の推進状況について議会に報告する。 |

(4) 災害から命を守る行動・普段から備える行動

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| <p>災害から命を守る行動（災害の危険性等を知る，災害発生をいち早く察知する，判断して適切に行動する）</p> | <p>○ 県民及び自主防災組織等が災害から命を守る行動を定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住んでいる所や日常活動している所の周りで想定される災害の危険性を知る ・ 災害の種類に応じた適切な行動をとるために必要な情報を知る ・ 危険を知らせる前ぶれや気象・防災情報※を速やかに察知する <ul style="list-style-type: none"> ※ 気象情報：雨量，水位，注意報・警報，土砂災害警戒情報等 ※ 防災情報：避難準備情報，避難勧告，避難指示等 ・ 判断して適切に災害から命を守る行動をとる <p>○ 県，市町及び事業者は，連携し，県民及び自主防災組織等が災害から命を守る行動を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民及び自主防災組織等が災害の危険を知る上で必要となる地域災害関連情報や災害想定区域などの情報，適切な行動をとるために必要となる気象・防災情報などの意味及び入手方法などについて，多種多様な手段，方法を講じて，県民が知ることができ，また理解することができるよう努める。 ・ 県民及び自主防災組織等が災害発生危険を察知する上で必要となる河川，雨量などの気象・防災情報などについて，迅速かつ確実に伝達し，県民及び自主防災組織等が災害の切迫性を確認できるよう努める。 ・ 県民及び自主防災組織等が自ら判断して適切に行動する上で必要となる知識や避難方法に関する防災教室や防災訓練などを実施し，災害の種類に応じた行動や地域住民で助け合う行動ができるよう努める。 |
| <p>普段から備える行動（災害を学ぶ，災害に備える）</p> | <p>○ 県民及び自主防災組織等が普段から備える行動を定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災教室等で学ぶ ・ 防災訓練等で学ぶ ・ いざという時に命を守れるよう備える ・ 地域の人との繋がりによって災害に備える <p>○ 県，市町及び事業者は，連携し，県民及び自主防災組織等が普段から備える行動を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民及び自主防災組織等が災害や防災に関する知識及び災害発生時等にとるべき行動について，分かりやすく工夫した防災教育や実践的な行動力を身に着けるための防災訓練の実施に努める。 ・ 県民及び自主防災組織等が災害の発生に備え，非常用持出品の準備や建物の耐震化等を推進するとともに，地域の人との繋がりによって災害に備えるよう，自主防災組織の設立促進及び活動の活発化に努める。 |

(5) 附則

| 項目 | 内容 |
|----|--------------------|
| 附則 | ○ この条例は公布の日から施行する。 |